

## 別表十七（二の三） 付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の3第3項《対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「超過利子額1」の欄は、当該事業年度前の各事業年度において生じた超過利子額（措置法第66条の5の3第1項に規定する超過利子額をいいます。以下2において同じです。）（超過利子額とみなされたものを含みます。）のうち、令和2年改正法附則第125条第4項《対象純支払利子等に係る課税の特例に関する経過措置》の規定によりないものとされる超過利子額は、記載しません。
- 3 当該法人との間に措置法第66条の5の3第3項に規定する完全支配関係がある他の法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の法人に株主等が2以上あるときは、「調整後の超過利子額3」の欄中「(2)」とあるのは、「((2)を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）」として記載します。